

令和6年度 保育施設等入所の申し込み

○入所資格

市内に住所を有する小学校就学前の乳幼児で、保育が必要な児童。

- ・公立保育所・公立認定こども園は、1歳以上児。(南部保育所のみ生後6か月以上児。)
- ・私立保育所・事業所内保育所は、生後8週間以上児。
- ・私立認定こども園2号認定は満3歳以上児、3号認定は生後8週間以上満3歳未満児。(ただし、ルンビニ幼稚園は満2歳になった次の4月からの入所となります。)

「保育が必要な児童」とは？

児童の保護者のいずれもが、次の各号のいずれかに該当することにより児童を保育することができないと認められる場合

- ① 両親とも仕事をしている(フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労)
※月平均就労時間64時間以上
- ② 妊娠中または出産後間もない場合(原則として出産予定日から前後3か月間)
- ③ 疾病にかかっている、負傷している、精神や身体に障がいを持っている
- ④ 同居の親族を常時介護している
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である
- ⑩ 上記のいずれかに類する状態にあること

※保護者が**求職中の場合**、**入所後3か月以内**に就労証明書を提出していただきます。

※育児休暇から復帰されるかたは、**仕事復帰月の2か月前**から保育の実施を希望できます。

○受付期間

受付期間	時間	場所
令和5年11月6日(月)～ 11月17日(金)	午前9時00分～ 午後5時00分	各保育施設等
令和5年12月4日(月)～ 12月8日(金)	午前9時00分～ 午後5時00分	市役所こども課 保育幼稚園係(本庁1階)

- ・入所の申し込みは、児童の出生前および5月以降の途中入所希望も可能です。
- ・既に入所している場合や令和5年度の申し込みをしている場合でも、令和6年4月から引き続き入所を希望する場合は、申し込みが必要です。
- ・新規入所の児童については、**入所後2週間～1か月間程度慣らし保育の期間**がありますのでご注意ください。
- ・入所日は毎月1日となります。月途中からの入所は実施しておりません。

○上記期間内に申し込みできなかった場合

- ・4月入所を希望する場合、市こども課までお申し込みください。
ただし、**令和6年2月9日(金)を過ぎると5月以降の利用調整の対象**となります。
- ・年度途中(5月以降)の入所を希望する場合、**入所希望月の前月7日(7日が土・日・祝日の場合はその前の平日)まで**に市こども課までお申し込みください。

○申し込み方法

「坂出市教育保育支給認定申請書 兼現況届 兼入所申込書」に必要な事項を記入し、添付書類を添えて提出してください。

○添付書類

(1) 保育を必要と証する書類(保育認定のための資料)※父母それぞれ1枚	
① 就労	就労証明書
② 妊娠・出産	母子健康手帳の写し(表紙および出産予定日等記載のページ), 母子健康手帳添付台紙
③ 疾病・障がい	医師の診断書または障がいを有していることを証する書類(障がい者手帳の写し等)
④ 介護・看護	医師の診断書または障がいを有していることを証する書類(障がい者手帳の写し等)
⑤ 災害復旧	罹災証明書等
⑥ 求職活動	申出書, ハローワーク登録証の写し, 不採用通知書等
⑦ 就学	合格通知書の写しまたは在学証明書, 時間割等の写し
⑧ 虐待・DV	事実を証明できる書類
⑨ 育児休業取得時に, 既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要	産休・育休期間の記載がある就労証明書
(2) その他(該当する場合のみ提出してください。)	
入所児童が第3子以降就学前である場合	保育施設等児童世帯内容申請書, 保険証の写し(養育する児童全員分)
入所児童の兄, 姉が認可幼稚園等に入所している場合	幼稚園等の在籍証明書(国立幼稚園・市外幼稚園を利用の場合のみ)
令和5年1月1日または令和6年1月1日に坂出市に住民登録がない場合	支給認定申請書兼現況届に個人番号(マイナンバー)を記載の上, 個人番号確認書類と身元確認書類をお持ちください。

※その他状況に応じて必要な書類を提出していただくことがあります。

※添付書類の記載内容について, 必要に応じて関係機関へ問い合わせる場合がありますのでご了承ください。

※やむを得ず申し込み時に添付できない場合は, 12月28日(木)までに提出してください。

必要書類が揃わない場合, 入所承諾を取り消す場合があります。

※一度提出していただいた書類は返却できません。あらかじめコピーをしておいてください。

○利用調整・入所の承諾

・保育施設等の入所者数(入所希望者数)や, 職員数等の状況により利用申し込みをしても保育施設等に入所できない場合があります。

・利用調整の結果は, 入所月の前月20日頃に入所承諾通知書または入所保留通知書により, 保護者へ通知いたします。

・当初月の入所保留通知以降は, 入所が決定した場合のみ通知いたします。

・なお, 4月入所については認定事務が集中するために審査に時間を要することから, 2月下旬頃に通知いたします。

○支給認定について

「子ども・子育て支援新制度」では、保育施設等の利用を希望する場合、入所申し込みのほか、保護者や子どもの教育・保育の必要性に応じた「支給認定」についても、申請いただきます。後日、市から「支給認定証」を交付します。

(1)支給認定区分

支給認定区分	保育の必要性	年齢等の状況	利用できる施設
1号認定	なし	満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	あり	満3歳以上で保護者の就労等により保育が必要な場合	保育所・認定こども園
3号認定	あり	満3歳未満で保護者の就労等により保育が必要な場合	保育所・認定こども園・事業所内保育所

(2)保育必要量

「保育標準時間」または「保育短時間」の認定は、保育を必要と証する書類に基づいて行うため、必ずしも申請した時間の認定がなされるとは限りませんので、ご了承ください。

「保育標準時間」の認定を受けられる事由に該当するかたでも、「保育短時間」を申請した場合は、「保育短時間」の認定を受けることが可能です。

保育を必要とする事由	保育の必要量の区分
① 就労	勤務時間が月 120 時間以上：標準時間 勤務時間が月 64 時間以上 120 時間未満： 短時間(勤務時間帯により標準時間)
② 妊娠・出産	標準時間
③ 疾病・障がい	標準時間
④ 介護・看護	介護・看護の状況による
⑤ 災害復旧	標準時間
⑥ 求職活動	短時間
⑦ 就学	授業時間による
⑧ 虐待・DV	標準時間
⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要	短時間

	保育標準時間	保育短時間認定
保育時間	・公立施設は 7:30～18:00 ・私立施設は施設にお問い合わせください。	8:30～16:30 ただし、一高幼稚園(2号認定)は 7:30～15:30

(3) 支給認定証の有効期間

交付する支給認定証には有効期間があり、有効期間を過ぎた場合は支給認定が失効します。保育施設等を利用している場合は、支給認定が失効した時点で原則退所となります。

期間の延長を希望されるかたは、申請が必要となります。

保育を必要とする事由	有効期間	
	2号認定	3号認定
① 就労	小学校就学前まで または契約期間満了日が 属する月の月末まで	満3歳まで または契約期間満了日が 属する月の月末まで
② 妊娠・出産	出産予定日が属する月の2か月前から 出産予定日から3か月を経過する日が 属する月の月末まで(6か月間)	
③ 疾病・障がい	診断書が証明する期間を経過する日が属する月の 月末まで	
③ 介護・看護	診断書が証明する期間を経過する日が属する月の 月末まで	
④ 災害復旧	小学校就学前まで	満3歳まで
⑤ 求職活動	入所から90日を経過する日が属する月の 月末まで(3か月間)	
⑦ 就学	卒業予定日または修了予定日が属する月の月末まで	
⑧ 虐待・DV	小学校就学前まで	満3歳まで
⑩ 育児休業取得時に、既に 保育を利用している子ども もがいて継続利用が必要	妊娠・出産期間終了後から 当該育児休業に係る子どもが 満1歳になる日が属する年度末まで	

※各事由において、満3歳の誕生日を迎えた際には、3号認定から2号認定に自動切り替えとなりますので、特に申請の必要はありません。

(4) 支給認定の変更申請

支給認定を受けたかたについて、家庭状況の変更(婚姻・離婚・転居等)や保育を必要とする事由などに変更が生じた場合は支給認定変更申請が必要となります。

また、保育必要量の変更や支給認定期間の延長を希望される場合も、支給認定変更申請が必要となります。

◆ 支給認定の変更手続きに必要な書類

- ① 教育・保育給付認定変更申請書
- ② 添付書類(2ページ記載の該当する書類)
- ③ 現在お持ちの支給認定証を**変更希望月の前月25日(25日が土・日・祝日の場合はその前の平日)まで**にご提出ください。
変更希望月の1日から適用になります。

○利用申し込みから利用開始までのスケジュール

(スケジュールはあくまで予定ですので、実際と異なる場合があります。)

●4月入所申し込みの流れ

認定申請・利用申込

- ・令和5年11月6日(月)～11月17日(金)各保育施設等 ※土日除く
- ・令和5年12月4日(月)～12月8日(金)市こども課
- ・上記期間を過ぎても市こども課にて受け付けますが、令和6年2月9日(金)を過ぎると令和6年5月以降の利用調整となります。

利用調整

利用調整結果発表

- ・令和6年2月末頃郵送にて通知

入所承諾

- ・入所が決定した保育施設等の案内をお読みください。
- ・令和6年3月中旬頃に保育料決定通知書を郵送いたします。

入所保留(待機)

- ・翌月以降の利用調整の対象となります。
- ・2次調整を行う場合があります。

●年度途中(5月～3月)入所申し込みの流れ

認定申請・利用申込

- ・入所希望月の前月7日までに市こども課へ提出

利用調整

利用調整結果発表

- ・入所希望月の前月20日頃郵送にて通知

入所承諾

- ・入所が決定した保育施設等にご連絡ください。

入所保留(待機)

- ・翌月以降の利用調整の対象となります。

○併願について

保育施設等(2・3号認定)と幼稚園等(1号認定)を併願する場合、(2・3号認定用)と(1号認定用)で申込書を2枚提出していただく必要があります。

2・3号認定用は申請書のおもて面『保育の希望の有無』について、一番上の「有」と中央の「有(併願)」の2か所に☑し両面に必要事項を記入、1号認定用は一番下の「無」と中央の「有(併願)」か所に☑しおもて面の必要な部分のみ記入し、それぞれの受付場所に申請してください。

どちらに入所するか決定した時点で、一方の支給認定申請を取り下げてください。

入所が決定した施設(認定区分)に応じた支給認定証を発行いたします。

○公立こども園における預かり保育の実施について(1号認定)

保護者の疾病等のやむを得ない事情により預かり保育が必要となる1号認定児童を対象に、下記の時間内において預かり保育を実施しています。

・保育日(平日) 14:00~16:00

・夏季休業日 9:00~14:00

利用には別途、預かり保育料がかかります。制度の詳細は、各こども園の周知会(令和6年2月頃開催予定)にてお知らせします。

○マイナンバーカードを利用した電子申請について

保育施設等の利用に必要な認定申請や入所申込の手続について、マイナンバーカードによる公的個人認証を利用し、電子申請を行うことができます。

電子申請において必要書類の画像が添付されていない場合、または、画像が不鮮明である場合は、この書類のコピー等を提出するよう求めることがあります。

○詳しくは市こども課までお問い合わせください。

坂出市福祉事務所こども課 保育幼稚園係 (本庁1階)
〒762-8601
坂出市室町二丁目3番5号
TEL 0877-44-5027 (内線354・355)